

「子育て応援特別手当」の執行停止の撤回を求める意見書

政府は、新年度予算の財源確保策として、突然かつ一方的に「子育て応援特別手当」の執行停止を決定した。

「子育て応援特別手当」は、経済危機対策の一環として、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、幼児教育期の負担に配慮する観点から制度化されたものであり、早期の支給を心待ちにしていた子育て世帯の期待を踏みにじるものである。

既に本県では、県内の全ての市町村で議会の議決を経て事業費が予算化され、給付申請手続について広報が行われるばかりか、ドメスチックバイオレンス被害者にとっては、10月1日から申請の受付が始まるなど、全ての市町村で事業が着実に進捗しているところである。

こうした地方の実情や意見を聞くことなく、一方的に執行を停止したことは、住民や自治体の現場に大きな混乱を与え、国と地方の信頼関係を大きく損なうものである。

よって、国においては、こうした地方の実情を十分考慮し、「子育て応援特別手当」の執行停止を撤回するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月19日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗